

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月4日

| | |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 高知県 |
| 3. 市区町村名 | 安芸市 |
| 4. 届出番号 | 3 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 65-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.city.aki.kochi.jp/life/dtl.php?hdnKey=2452 |

執行機関名 安芸市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和60年条例第6号)によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 45 | |
| ③番号法別表第2の項 | 65 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 安芸市個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第23号)別表第一 3の項 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和60年条例第6号)によるひとり親家庭の医療費助成に関する事務であつて規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九法律第百二十九号)第1条 | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和60年条例第6号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。 | 第1条 この条例は、ひとり親家庭に対してひとり親家庭医療費を助成することにより、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例(昭和60年条例第6号) 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則(昭和60年規則第2号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
|---------------|--|---|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条のひとり親家庭医療費受給者証交付申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第4条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。)をいい、特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同号に掲げる税を含む。以下同じ。)に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ | 安芸市福祉医療費助成に関する条例 第3条 安芸市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 | 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報 |
| 事務2 | (1) 法定事務 | (2) 独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条 |
| ②事務の内容 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条のひとり親家庭医療費受給者証更新申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条 |

| | | |
|---------------|---|--|
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第7条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 | 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報 |
| 事務3 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条 |
| ②事務の内容 | 児母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務 | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条のひとり親家庭医療費受給者証(変更・喪失)申請に係る事実についての審査に関する事務 |
| 特定個人情報1 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条 |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報 | 当該申請を行う者又は当該者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報 |
| 特定個人情報2 | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 ロ | 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例第3条・第6条 安芸市ひとり親家庭医療費助成に関する条例施行規則第8条 |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 |
| ③提供を求める特定個人情報 | 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第四条第一項の児童扶養手当の支給に関する情報 | 当該申請を行う者に係る児童扶養手当法第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報 |
| 備考 | | |